



○長野県教育委員会訓令第1号

事務局
教育機関

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程を次のように定めます。

平成15年3月10日

長野県教育委員会

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 安全衛生管理体制(第5条-第15条)
- 第3章 健康管理(第16条-第26条)
- 第4章 健康の保持増進のための処置(第27条・第28条)
- 第5章 補則(第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)並びに労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)並びに学校保健法(昭和33年法律第56号)及び学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号)の規定に基づき職員の安全衛生に関し必要な事項を定め、もって職員の安全の確保及び健康の保持増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号。次号において「組織規則」という。)に規定する本庁をいう。

(2) 所属所 組織規則第13条に規定する現地機関及び組織規則第18条に規定する教育機関(同条第6号に規定する教育機関を除く。)並びに高等学校設置条例(昭和39年長野県条例第64号)に規定する高等学校、盲学校設置条例(昭和39年長野県条例第60号)に規定する盲学校、ろう学校設置条例(昭和39年長野県条例第61号)に規定するろう学校及び養護学校設置条例(昭和39年長野県条例第62号)に規定する養護学校(第10条及び第11条において「県立学校」という。)をいう。

(3) 所属長 本庁の課長及び所属所の長をいう。

(4) 職員 本庁及び所属所に勤務する一般職の職員(一般職の非常勤の職員に関する規程(昭和33年4月28日付け33人第58号総務部長通知)第2条第3項に規定する純非常勤職員を除く。)並びに常勤の特別職の職員をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、この訓令に定める事項を適切に実施し、常に職員の健康状況の把握に努め、積極的に職員の健康の保持増進を図るとともに、安全かつ快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、常に自己の健康の保持増進に努めるとともに、所属長及び次章の規定により置かれた総括安全衛生管理者等の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第5条 本庁及び所属所の安全衛生管理業務を統括管理させるため、法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者を置く。

2 前項の総括安全衛生管理者は、行政職から充てられた教育次長の職にある者をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、次の各号に掲げる事項を統括管理するものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全及び衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。

(主任安全衛生管理者)

第6条 総括安全衛生管理者の指揮を受け、前条第3項各号の職務を行わせるため、主任安全衛生管理者を置く。

2 前項の主任安全衛生管理者は、本庁にあっては保健厚生課長、所属所にあっては所属所の長の職にある者をもって充てる。

3 本庁の主任安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

(衛生管理者)

第7条 本庁及び常時50人以上の職員が勤務する所属所に、法第12条第1項に規定する衛生管理者を置く。

- 2 前項の衛生管理者は、本庁にあっては総括安全衛生管理者が、所属所にあっては所属所の長が、職員のうちからそれぞれ選任する。
- 3 所属所の長は、衛生管理者を選任したときは、速やかに衛生管理者選任報告書(様式第1号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 4 衛生管理者は、本庁にあっては総括安全衛生管理者、所属所にあっては主任安全衛生管理者の指揮を受け、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の衛生教育に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の衛生に関すること。

(衛生推進者)

第8条 常時10人以上50人未満の職員が勤務する所属所に、法第12条の2に規定する衛生推進者を置く。

- 2 前項の衛生推進者は、所属所の長が職員のうちから選任する。
- 3 所属所の長は、衛生推進者を選任したときは、速やかに衛生推進者選任報告書(様式第1号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 4 衛生推進者は、主任安全衛生管理者の指揮を受け、前条第4項各号の職務を行うものとする。

(作業主任者)

第9条 法第14条に規定する作業を行う所属所に、作業主任者を置く。

- 2 前項の作業主任者は、所属所の長が当該作業に従事する職員のうちから選任する。
- 3 所属所の長は、作業主任者を選任したときは、速やかに作業主任者選任報告書(様式第2号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 4 作業主任者は、主任安全衛生管理者の指揮を受け、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 作業に従事する職員の指揮に関すること。
 - (2) 取り扱う機械、薬品等の安全点検及びこれに伴う必要な措置に関すること。
 - (3) 安全用具等の使用状況の監視に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公務災害を防止するための措置に関すること。

(産業医)

第10条 本庁及び常時50人以上の職員が勤務する所属所(県立学校を除く。)に、法第13条に規定する産業医を置く。

- 2 前項の産業医は、総括安全衛生管理者が選任する。
- 3 産業医は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
 - (2) 健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
 - (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。
- 4 産業医は、前項各号に掲げる事項について総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は主任安全衛生管理者及び衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(職員健康管理医)

第11条 県立学校に、職員健康管理医を置く。

- 2 前項の職員健康管理医は、学校保健法第16条第1項に規定する学校医のうちから選任する。
- 3 職員健康管理医は、常時50人以上の職員が勤務する学校にあっては産業医の職務を、その他の学校にあっては産業医に準じた職務を、それぞれ行うものとし、その職務は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
 - (2) 健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
 - (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。
- 4 職員健康管理医は、前項各号に掲げる事項について総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は主任安全衛生管理者、衛生管理者及び衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(長野県教育委員会職員安全衛生委員会)

第12条 職員の安全及び衛生に関する重要事項を総合的に調査審議するため、長野県教育委員会職員安全衛生委員会（以下この条において「県委員会」という。）を置く。

- 2 県委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、教育委員会に対して意見を述べることができる。
 - (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する重要事項
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する重要事項
 - (3) 公務災害の原因及び再発防止対策に関する重要事項
 - (4) 次条から第15条までの規定による総括安全衛生管理者への報告事項のうち、特に重要と認められる事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項
- 3 県委員会は、委員長及び委員16人以内をもって組織する。
- 4 委員長は、総括安全衛生管理者をもって充て、委員は、主任安全衛生管理者、産業医、職員健康管理医、医学に関する学識経験を有する者、衛生管理者及び職員のうちから教育委員会が指名する。この場合において、委員の半数は職員の過半数を代表す

る者の推薦に基づき指名するものとする。

- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 7 県委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、県委員会の組織及び運営に関し必要な事項は県委員会が定める。
- 9 県委員会の庶務は、保健厚生課において行うものとする。

(本庁安全衛生委員会)

第13条 本庁に、本庁に勤務する職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するため、本庁安全衛生委員会（以下この条において「本庁委員会」という。）を置く。

- 2 本庁委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、総括安全衛生管理者に対して意見を述べることができる。
 - (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事項
 - (3) 公務災害の原因及び再発防止対策に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する事項
- 3 本庁委員会は、委員長及び委員12人以内をもって組織する。
- 4 委員長は、主任安全衛生管理者をもって充て、委員は、産業医、医学に関する学識経験を有する者、衛生管理者及び職員のうちから総括安全衛生管理者が指名する。この場合において、委員の半数は本庁職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名するものとする。
- 5 会議に付された事項等については、速やかに総括安全衛生管理者に報告するものとする。
- 6 前条第5項から第9項までの規定は、本庁委員会に準用する。

(所属所安全衛生委員会)

第14条 常時50人以上の職員が勤務する所属所に、当該所属所に勤務する職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するため、所属所安全衛生委員会（以下この条及び次条において「所属所委員会」という。）を置く。

- 2 所属所委員会は、前条第2項各号に掲げる事項を調査審議し、総括安全衛生管理者に対して意見を述べることができる。
- 3 所属所委員会は、委員長及び委員8人以内をもって組織する。
- 4 委員長は、主任安全衛生管理者をもって充て、委員は、産業医又は職員健康管理医及び衛生管理者並びに職員のうちから所属所の長が指名する者とする。この場合において、委員の半数は当該所属所に勤務する職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名するものとする。

- 5 所属所の長は、所属所委員会を組織したときは、速やかに所属所安全衛生委員会設置報告書(様式第3号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 6 所属所の長は、会議に付された事項等について、速やかに所属所安全衛生委員会開催報告書(様式第4号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 7 第12条第5項から第8項までの規定は、所属所委員会に準用する。
- 8 所属所委員会の庶務は、当該所属所の庶務を担当する者が行うものとする。

(意見の申出の機会の供与)

第15条 所属所委員会が置かれていない所属所の長は、当該所属所に勤務する職員の安全及び衛生に関する事項について職員の意見を聴き、協議するための機会を設けなければならない。

- 2 前項の場合において、当該所属所の長は、協議等の結果を速やかに協議結果報告書(様式第4号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第3章 健康管理

(健康診断の実施)

第16条 総括安全衛生管理者は、次の各号に掲げる健康診断を実施しなければならない。

- (1) 定期健康診断
- (2) 人間ドック
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康管理上必要と認める健康診断

- 2 前項各号に掲げる健康診断の実施細目等については、総括安全衛生管理者が定める。
(健康診断の周知等)

第17条 所属長は、健康診断の実施について職員に周知するとともに、定められた期日又は期間中に健康診断を受けさせなければならない。

- 2 所属長は、前項の健康診断を受けなかった職員に対して、早期に当該健康診断に相当する健康診断を受けるよう指導しなければならない。

(指導区分)

第18条 職員の健康管理は、当該職員の健康状況に応じ、別表に定める指導区分に区分して行うものとする。

(指導区分の決定)

第19条 職員の指導区分は、産業医又は職員健康管理医(産業医又は職員健康管理医の置かれていない所属所にあつては、本庁の産業医とする。次条第1項及び第21条第2項において同じ。)が決定する。

- 2 前項の規定により指導区分を決定したときは、その結果を所属長に通知し、所属長は、速やかに当該職員にその結果を通知するものとする。
- 3 所属長は、年度当初に職員の指導区分を指導区分報告書(様式第5号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(指導区分の変更)

第20条 職員の指導区分の変更は、産業医又は職員健康管理医が行うものとする。ただし、職員が療養休暇から職務に復帰する場合(教育長が別に定める場合に限る。)及

び復職する場合については、第26条の規定による長野県教職員健康審査会の意見を聴いて総括安全衛生管理者が行うものとする。

2 所属長は、職員から指導区分の変更の申出があった場合又は職員の健康管理上その指導区分を変更する必要があると認められる場合は、指導区分変更申請書(様式第6号)に次の各号に掲げる資料を添えて、産業医若しくは職員健康管理医又は総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(1) 医師の診断書

(2) 前号に掲げるもののほか、病状の経過を知ることができる資料

3 産業医若しくは職員健康管理医又は総括安全衛生管理者は、指導区分を変更したときは、その結果を所属長に通知し、所属長は、速やかに当該職員にその結果を通知するものとする。

4 所属長は、産業医又は職員健康管理医が指導区分の変更を行ったものについて、その内容を指導区分変更報告書(様式第5号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(指導区分の変更の特例)

第21条 30日以上療養休暇(分娩による休暇を除く。)を承認された職員は、指導区分を要療養に変更されたものとみなす。

2 前項の職員(長野県教職員健康審査会による審査を受けた職員を除く。)が出勤したときは、産業医又は職員健康管理医が当該職員の健康状態を判断し、指導区分を要軽業又は要注意に変更するものとする。

3 前項の規定により指導区分を変更したときは、その結果を所属長に通知し、所属長は、速やかに当該職員にその結果を通知するものとする。

4 所属長は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を指導区分変更報告書(様式第5号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(事後措置)

第22条 所属長は、第18条の規定による指導区分が要保護と決定された者(第2項及び第3項において「要保護者」という。)に対し、別表に掲げる指導区分に応じ、同表に定める事後措置をとるものとする。

2 所属長は、要保護者のうち指導区分が要療養又は要軽業とされた職員について、要保護措置状況報告書(様式第7号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。この場合において、当該職員が異動したときは、その旨を異動先の所属長に通知するものとする。

3 要保護者は、所属長の指示を遵守し、過労を避け、摂生を重んじ、健康の回復に努めなければならない。

(療養等の措置報告)

第23条 指導区分が要療養又は要軽業とされた職員は、1月ごとにその経過を療養等経過報告書(様式第8号)により所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告書の提出を受けたときは、3月ごとにその経過の状況を療養

等経過状況報告書(様式第9号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
(長期療養休暇等の報告)

第24条 所属長は、毎年3月10日までに、当該年度の職員の療養休暇等の状況を長期療養休暇等報告書(様式第10号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
(職員健康診断票)

第25条 所属長は、健康診断の結果を記録するため、職員健康診断票を作成しなければならない。

2 所属長は、健康診断の実施に当たり、職員健康診断票を職員に交付し、受診時に持参させなければならない。

3 所属長は、第19条から第21条までの規定により指導区分の決定又は変更があったときは、当該職員の職員健康診断票にその区分を記入しなければならない。

4 所属長は、職員健康診断票を保管するとともに、職員が異動したときは、その異動先の所属長に当該職員の職員健康診断票を送付しなければならない。

5 所属長は、職員健康診断票を健康診断を実施した日(職員が退職したときは退職した日)の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(長野県教職員健康審査会)

第26条 職員の健康状態の判定、復職等の審査その他医学に関する専門的知識を要する事項の審議を行うため、長野県教職員健康審査会を置く。

2 この審査会の実施に関し必要な事項は、長野県教職員健康審査会要綱に定める。

第4章 健康の保持増進のための処置

(職場環境)

第27条 所属長は、安全かつ快適な職場環境の形成を図るため、安全面において配慮するとともに、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止及び清潔保持に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(健康教育及び元気回復事業)

第28条 総括安全衛生管理者は、職員に対する健康教育、健康相談、元気回復事業その他職員の健康の保持増進を図るために必要な措置を、継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

2 職員は、前項の規定により実施される健康教育等を積極的に利用して、健康の保持増進に努めるものとする。

第5章 補則

(補則)

第29条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(訓令の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 長野県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程（平成2年長野県教育委員会訓令第9号）
- (2) 長野県立学校職員安全衛生管理規程（平成4年長野県教育委員会訓令第4号）

(別表) (第18条、第22条関係)

指導区分		健康状態	事後措置
要	要療養	A 1 勤務を休む必要があり、 医師による直接の医療行為を必要とする者	(1) 休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。 (2) 必要な医療を受けるよう指示すること。
	保	要軽業	B 1 勤務に制限を加える必要があり、医師による直接の医療行為を必要とする者
護		要注意	B 2 勤務に制限を加える必要があり、定期的に医師の観察指導を必要とする者
	護	要注意	C 1 勤務をほぼ正常に行っているが、医師による直接の医療行為を必要とする者
健康		要注意	C 2 勤務をほぼ正常に行っているが、定期的に医師の観察指導を必要とする者
	健康	D 3 全く平常の生活でよく、 医師による医療行為を全く必要としない者	

(様式第1号) (第7条、第8条関係)

衛生管理者(衛生推進者)選任報告書

第 号
年 月 日

総括安全衛生管理者様

所属名

所属長

印

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程第7条第3項(第8条第3項)の規定により、下記のとおり報告します。

記

所属名		職員数	人
選任年月日	年 月 日		
職名			
氏名			
生年月日・年齢	年 月 日生 歳		
資格取得年月日	年 月 日		

(様式第2号) (第9条関係)

作業主任者選任報告書

第 号
年 月 日

総括安全衛生管理者様

所属名

所属長

印

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

所属名		作業従事数	人
作業区分	労働安全衛生法施行令第6条 号に該当		
作業設備の概要等			
選任年月日	年	月	日
職名			
氏名			
生年月日・年齢	年	月	日生 歳
資格取得種別			
資格取得年月日	年	月	日

(様式第4号) (第14条、第15条関係)

所属所安全衛生委員会開催(協議結果)報告書

第 号
年 月 日

総括安全衛生管理者様

所属名

所属長

印

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程第14条第6項(第15条第2項)の規定により、下記のとおり報告します。

記

所属名			職員数	人	
開催(協議)日時	年 月 日 ()		時 分 ~	時 分	
委員(職員)総数	人	出席者数	人	欠席者数	人
出席委員名					
欠席委員名					
審議事項 (協議事項)					
審議内容 (協議内容)					

(注) 審議(協議)資料等がある場合は、それを添付してください。

(様式第5号)(第19条、第20条、第21条関係)

指導区分(変更)報告書

第 号
年 月 日

総括安全衛生管理者様

所属名

所属長

印

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程第19条第3項(第20条第4項、第21条第4項)の規定により、下記のとおり指導区分を報告します。

記

職員番号	職・氏名	指導区分	要保護措置(変更)年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

(注) 1 年度当初の報告は、指導区分が要保護の職員について全て記入してください。

2 指導区分が要療養又は要軽業に変更となった職員については、要保護措置状況報告書(様式第7号)も併せて提出してください。

(様式第6号)(第20条関係)

指導区分変更申請書

第 号
年 月 日

総括安全衛生管理者様

所属名

所属長

印

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程第20条第2項の規定により、下記のとおり指導区分の変更を申請します。

記

職 ・ 氏 名			
生年月日・年齢	年	月	日生 歳
現在の指導区分		希望指導区分	
変更希望年月日	年	月	日
傷 病 名			
傷病又は療養の経過			
勤 務 の 内 容			
通勤方法及び時間			
参 考 事 項			

(注) 本人からの申出の場合は、申出書を添付してください。

(様式第7号) (第22条関係)

要保護措置状況報告書

第 号
年 月 日

総括安全衛生管理者様

所属名

所属長

印

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程第22条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

職・氏名			
生年月日	年 月 日生	性別	男・女
指導区分	要保護措置年月日	年 月 日	
傷病名			
事後措置の内容	勤務面の措置		
	医療面の措置		
	通勤等の措置		
参考事項			

(様式第8号) (第23条関係)

療 養 等 経 過 報 告 書

年 月 日

所 属 長 様

職・氏名

印

私の療養等の経過は、下記のとおりです。

記

現在の症状	
勤務上の障害	
通勤上の障害	
参考事項	

(様式第9号)(第23条関係)

療養等経過状況報告書

第 号
年 月 日

総括安全衛生管理者様

所属名

所属長 印

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程第23条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

職・氏名			
生年月日・年齢	年	月	日生 歳
現在の指導区分		要保護措置年月日	年 月 日
傷病名			
療養等の経過			
勤務等の状況			

(注) 必要に応じて療養等経過報告書(様式第8号)の写しを添付してください。

(様式第10号) (第24条関係)

長期療養休暇等報告書

第 号
年 月 日

総括安全衛生管理者様

所属名

所属長

印

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程第24条の規定により、下記のとおり報告
します。

記

所属名		所属コード	
氏名		職員番号	
療養 休 暇	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	傷病名		
	終了の事由	治癒・経過観察・治療継続中・退職・死亡 その他()	
休 職	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	傷病名		
	復職等 の事由	治癒・経過観察・治療継続中・退職・死亡 その他()	
死 亡	年月日	年 月 日	
	原因		

- (注) 1 療養休暇欄は、引き続き30日以上取得した療養休暇について記入してください。
- 2 療養休暇から引き続き休職となった場合又は療養休暇若しくは休職中に死亡した場合は、該当項目を全て記入してください。

保健厚生課

平成15年(2003年)3月10日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



みんなのために 未来のために

NAGANO

思いやり 広がる人の和 地域の和

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570 (県庁専用番号)

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026(235)7061



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています